



1 鷹の台駅北第一有料自転車駐車場

2 鷹の台駅北第二有料自転車駐車場

3 鷹の台駅南有料自転車駐車場

4 鷹の台駅西有料自転車駐車場

施設概要及び使用料金等

名 称	鷹の台駅北第一	鷹の台駅北第二	鷹の台駅南	鷹の台駅西
敷地面積	427.05 m ²	220.06 m ²	1,133.77 m ²	514.06 m ²
駐車管理	有人管理	有人管理 (鷹の台駅北第一 で巡回管理)	有人管理	回転式ゲート 入庫用 1 台 出庫用 1 台 定期更新機 1 台 定期発行機 1 台 管理パソコン 1 台
施設内容	平置き・屋根なし 定期自転車 280 台 一時自転車 110 台	平置き・屋根なし 定期自転車 280 台	平置き・屋根なし 定期自転車 935 台 一時自転車 90 台 定期原付 9 台 一時原付 5 台	平置き・屋根なし 定期自転車 400 台
管理棟面積	15 m ²	—	12.1 m ²	5 m ²
管理棟設備 (無償使用可)	机、イス、ロッカー エアコン、トイレ	—	机、イス、ロッカー エアコン、トイレ	机、イス、ロッカー エアコン、トイレ
自転車定期使用料 (1 か月)	一般 1,300 円 学生 1,000 円	一般 1,300 円 学生 1,000 円	一般 1,100 円 学生 800 円	一般 900 円 学生 700 円
第一種原付定期 使用料 (1 か月)	—	—	一般・学生 2,000 円	—
第二種原付定期 使用料 (1 か月)	—	—	一般・学生 2,500 円	—
自転車一時 使用料 (1 日)	一般・学生 100 円	—	一般・学生 100 円	—
原付一時使用料 (1 日、一種・二種同額)	—	—	一般・学生 150 円	—
1 日平均利用数	297 台	201 台	566 台	68 台
年間光熱水費実績	546,646 円 (4 か所合計)			
年間通信費実績	245,652 円 (4 か所合計)			

用語の定義

- 1 「公共の場所」とは、道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車駐車場以外の場所をいう。
- 2 「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 3 「原動機付自転車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 4 「放置」とは、自転車駐車場以外の場所において、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。
- 5 「自転車駐車場」とは、一定の区画を限って設置される自転車等を駐車させるための施設をいう。
- 6 「年度協定」とは、基本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- 7 「事業計画書」とは、小平市有料自転車駐車場指定管理者の応募にあたり、指定管理者が提出した指定管理業務に係る事業計画書等のことをいう。
- 8 「収支計画書」とは、指定管理者が小平市有料自転車駐車場の指定管理を行うに当たり年間及び四半期ごとの指定管理業務の予算執行に係る計画書のことをいう。
- 9 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、異常降雪、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他、市及び指定管理者の責めに帰すことが出来ない事由をいう。
- 10 「指定開始日」とは、手続条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- 11 「指定管理料」とは、市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- 12 「自主事業」とは、本募集要項にいう業務の範囲以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- 13 「法令」とは、全ての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。

市と指定管理者の責任分担

項 目	内 容	市	指定管理者
物価の変動	人件費、物品費、光熱費等の変動に伴う増減	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）		○
	消費税の変更	○	
条例等の改正	使用料の額、使用料の変更等	○	
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可等の取消等		○
	市の指定する施設の目的外使用許可	○	
	施設の利用許可、利用許可の取消等に対する不服申立て	○	
災害時における初期対応	待機、報告連絡体制確保、被害調査、応急措置等		○
災害復旧	本格復旧	○	
天災による不可抗力	天災（地震・洪水等の自然現象）等の指定管理者の責めに帰することができない場合	○	
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為による情報漏洩、犯罪等の発生		○
管理物件の改修・修繕	1件あたりの金額が10万円未満の改修・修繕		○
	1件あたりの金額が10万円以上の改修・修繕	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
利用者、第三者に対する賠償責任	指定管理者が行う業務の履行に際して発生した損害		○
	小平市の責により生じた損害	○	
保険加入	施設等に係る保険（火災保険）	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により利用者又は第三者に与えた損害に対する保険の加入		○
	市の責に帰すべき理由による事故により利用者又は第三者に与えた損害に対する保険の加入	○	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取消された場合における指定管理者の撤去費用		○

個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書

- (1) 乙は、当該業務に関する個人情報を含む全ての甲の情報（以下「個人情報等」という。）の秘密を保持するとともに小平市情報セキュリティポリシー及び個人情報保護委員会が示している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守しなければならない。
- (2) 乙及び当該業務に携わる者は、当該業務遂行に関して知り得た個人情報等を目的外に使用し、又は秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 乙は、甲の承認を得た場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 乙は、当該業務を再委託する場合において、再委託先に対して本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲が求めた場合には、再委託先における個人情報等の取扱状況を甲に報告しなければならない。
- (5) 甲は、個人情報等のデータを乙に提供する場合は、原則として、提供するデータの内容、使用目的、提供方法、管理方法、返却方法等について覚書等を取り交わす。
- (6) 乙は、個人情報等の全部又は一部を甲の許可なく複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。
- (7) 乙は、当該業務を行うに当たって、業務責任者を明確にしなければならない。業務責任者は、当該業務に携わる者全員にセキュリティにかかわる義務を徹底する。
- (8) 乙は、特定個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報を取り扱う従業者を明確にしなければならない。
- (9) 乙は、当該業務に携わる担当（技術）者等を特定するとともに、必要に応じて当該担当（技術）者等の経歴を記録した書面を甲に提示しなければならない。
- (10) 乙は、電子計算組織により本業務を処理する場合は、ソフトウェアの正常な動作に必要な品質管理に関する事項を明確にしなければならない。また、甲の許可なく第三者のソフトウェアを組み込んではならない。
- (11) 乙は、個別に定められた場所で業務を行うものとし、当該業務場所でのセキュリティに留意しなければならない。また、業務場所が市庁舎内の場合には、許可された領域で作業することとし、許可領域以外の場所に立ち入ってはならない。
- (12) 乙は、甲の承認を得た場合を除いて、(11)の個別に定められた場所から個人情報等を持ち出してはならない。
- (13) 乙は、納期を厳守するものとする。納期の遅れが見込まれる場合には、速やかにその理由と対策を報告しなければならない。
- (14) 乙は、協定が終了したとき、又は協定違反等により協定を解除されたときは、業務遂行に関して甲から提供された全ての個人情報等を直ちに甲に返還し、又は事前に甲の承諾を得て廃棄しなければならない。廃棄を行う場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講じなければならない。

- (15) 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をもって当たり、事故を防止しなければならない。また、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (16) 乙は、受託業務の進捗状況、作業内容、作成した資料等を甲の求めに応じて報告しなければならない。
- (17) 乙は、特定個人情報を取り扱う場合は、従業者に対して特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育を実施しなければならない。
- (18) 乙は、特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報が適正に取り扱われるよう、従業者に対して適切な監督を行わなければならない。
- (19) 甲は、乙に対し、個人情報等の管理状況及び特定個人情報に係る協定内容の遵守状況について随時必要な報告を求め、必要があると認めるときは、立入調査を実施し、乙に対し必要な指示を与えることができる。
- (20) 乙は、個人情報等の使用、保管等において、事故が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。
- (21) 甲は、乙の作業について、監査権限を有するものとする。
- (22) システム等の成果物の著作権は、甲が保有するものとする。また、当該業務に関する著作権等の法令を遵守するものとする。乙は、甲への成果物の複製を、甲の許可なく自らの領域内に保管してはならない。
- (23) 甲は、乙が(1)から(22)までの個人情報保護若しくは情報セキュリティ保護に係る義務に違反し、又は義務を怠った場合には、当該協定を解除することができる。この場合において、協定の解除については、協定書第51条の規定を準用する。また、協定を解除したことに伴い甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

暴力団等排除に関する基本協定特約条項

(基本的事項)

第1条 乙は、暴力団等排除の重要性について十分な認識を持ち、管理業務等の実施に当たっては、小平市暴力団排除条例（平成24年条例第19号。以下「条例」という。）、小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（平成28年9月6日制定。以下「要綱」という。）その他の関係規程の内容を理解、遵守し、必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団等排除措置について)

第2条 甲は、乙が要綱第4条各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する場合において、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に基づく意見陳述など必要な手続を経た上で、指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し（以下「指定取消し」という。）を行うものとする。

2 甲は、前項の場合において、指定取消しを行わないときは、必要に応じ、地方自治法第244条の2第11項の規定による期間を定めた管理業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「業務停止」という。）を行うものとする。

3 甲は、前項の場合において、業務停止を行わないときは、要綱第4条の規定による警視庁の意見及び要綱の趣旨に照らし、その程度に応じ、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 暴力団等排除措置に関する勧告書（要綱別記様式第2号）による勧告

(2) 口頭又は文書による注意喚起

4 甲は、前項第1号に掲げる措置（以下「勧告措置」という。）を行った場合において、乙が相当の期間を経過してもなお是正の措置を講じていないと認めるとき又は勧告措置を受けた日の翌日から起算して1年以内に再度勧告措置に該当する事由があったときは、乙に対して、指定取消し又は業務停止（以下「指定取消し等」という。）を行うものとする。

5 甲は、第3項第2号に掲げる措置（以下「注意喚起」という。）を行った場合において、乙が注意喚起を受けた日の翌日から起算して1年以内に再度注意喚起に該当する事由があったときは、乙に対して、指定取消し等又は勧告措置を行うものとする。

6 乙が指定取消し等を受けた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

7 乙は、措置要件に該当するものを、下請負人等（管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者（順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。）をいう。以下同じ。）の相手方としてはならない。

また、指定期間中に下請負人等が、措置要件に該当することが判明したときは、甲は乙に対し、下請負人等との契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

8 前項の規定により下請負人等との契約の解除その他必要な措置を講ずることを甲が求めたに

もかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合には、指定取消しを行うものとする。

9 前項の規定において指定取消しを行わないときは、第2項及び第3項の規定を準用する。

10 前各項に定めるもののほか、指定取消し等に伴う措置等については、基本協定の関係規定を準用するものとする。

11 乙は、乙が措置要件に該当すると思料される情報を甲又は警視庁が入手した場合は、甲が乙に関する情報を警視庁に提供し、又は甲が警視庁から情報提供を受けることについて同意するものとする。

(不当介入等に関する報告・届出)

第3条 乙は、暴力団等による管理業務等の妨害行為、不当要求その他の介入行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲への報告及び警察へ届出を行わなければならない。

2 乙は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに乙への報告及び警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 乙は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲への報告を行わなければならない。

4 前各項の報告又は届出を正当な理由なく怠った場合には、指定取消しを行うものとする。

5 前項の規定において指定取消しを行わないときは、第2条第2項及び第3項の規定を準用する。

(共同企業体への準用)

第4条 前2条の規定は、乙又は下請負人等が共同企業体（複数の団体が同一の目的をもって形成する事業組織体をいう。）である場合において、当該共同企業体を構成する団体について準用する。

(要綱の変更等)

第5条 条例の改正があった場合又は甲が要綱を変更した場合、変更後の条例又は要綱に係る本協議書の内容を、変更後の条例又は要綱の内容に読み替えるものとする。この場合、甲は乙に対し、変更後の条例又は要綱の写しを提出するものとする。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等に係る欠格要件)

第1条 乙は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを約する。

- (1) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されていること。
- (2) 職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。
- (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用し、次の項目を行うこと。その役員等又は使用人がこれに相当する行為を行った場合も同様とする。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること。その役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。その役員等又は使用人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。

(暴力団等との下請契約等の禁止)

第2条 乙は、現在又は将来にわたって、下請負人等(管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者(順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。))をいう。以下同じ。)が前条各号のいずれかに該当するものであると知りながら、下請契約等を締結しないことを約する。

(警視庁への意見聴取)

第3条 乙は、乙が小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱(平成28年9月6日制定。以下「要綱」という。)第4条に定める措置要件(以下「措置要件」という。)に該当するものと思料される情報を、甲又は市が入手したときには、小平市長又は小平市教育委員会(以下「市長等」という。)から警視庁に対し意見聴取を行うことに同意する。

(警視庁による情報提供)

第4条 乙は、乙と暴力団、暴力団員又は第1条各号に該当するものとの関与の事実について、市長等が警視庁から情報の提供を受けることに同意する。

(契約の解除等について)

第5条 甲は、前2条の意見聴取又は情報提供等により、乙が第1条又は第2条のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合には、この契約を解除すること又は必要な措置を講ずるよう乙に対し求めることができる。なお、契約の解除を行うに当たっては、何ら催告を要しないものとする。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合又は乙が必要な措置を講じた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。
- 3 甲は、契約履行期間中に乙の下請負人等が、措置要件に該当することが判明したときは、乙に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。
- 4 前各項に定めるもののほか、契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(不当介入等に関する報告・届出)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等による妨害行為、不当要求その他の介入行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲への報告及び当該施設の位置する地域を管轄する警察署等（以下「警察」という。）へ届出を行わなければならない。

- 2 乙は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに乙への報告及び警察へ届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲への報告を行わなければならない。